

第23回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和3年3月9日（火）

保健文化センター 視聴覚室（ホール）

第23回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和3年3月9日（火）

2、開催場所 保健文化センター 視聴覚室（ホール）

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 布施和彦

4、出席委員（17名）

1番	加藤岡 一 弘	2番	内山 充 弘
3番	中村 和 敏	4番	積田 敏 春
5番	川嶋 一 美	6番	林 千佳夫
7番	榎澤 正 治	8番	板倉 小百合
9番	内海 亮 一	10番	梅原 英 男
11番	若菜 義 人	12番	志賀 典 夫
13番	齋藤 重 幸	14番	布施 和 彦（会長）
15番	鵜澤 英 夫（職務代理者）	16番	今関 喜 明
17番	蔭山 秀 男		

5、欠席委員（なし）

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1～5)

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1～3)

第5 議案第3号 大網白里市農作業標準賃金・機械作業料金の改定について

第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
(利用権設定)

第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(整理番号1～2)

第8 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
(整理番号1)

第9 報告第3号 軽微な農地改良の届出について

(整理番号 1)

第10 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号 1 ~ 4)

7、農業委員会事務局職員

事務局長 大塚 好 主 査 千葉 利憲
主任書記 小田切 基樹 書記 門野 祥和

◎開会

○議長 ただいまから、第23回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は17名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

(午後 3時01分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は、議長において指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないと認め、指名いたします。

内山充弘委員、中村和敏委員の両名にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号（整理番号1～5）

○議長 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第1号の案件は5件予定されておりますが、整理番号3から5の案件につきましては、今関喜明委員が大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審議する際には退室していただくことになります。

つきましては、整理番号1から2の案件を先行して審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がないということでございますので、それでは、事務局から議案第1号の整理番号1から2の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号でございます。

各権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1。申請地は、大網字野内、字広田、字福田及び星谷字清水割の現況地目、田が

7筆、現況地目、畠が3筆、合計面積1万1,924平方メートルを贈与により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、農業後継者に生前贈与するためであります。

案件の位置につきましては、図面の①に1-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の1ページから12ページとなります。

次に、整理番号2。申請地は、柿餅字本郷、字矢尻の地目、田が2筆、合計面積2,381平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、経営規模を縮小するためであります。

案件の位置につきましては、図面の①に1-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の13ページから17ページとなります。

以上、整理番号1から2につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況、経営面積などから農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について、蔭山秀男委員、よろしくお願ひいたします。

○蔭山委員 それでは、整理番号1番について調査報告をいたします。

3月4日、自宅を訪問し、権利者、義務者にお会いし、確認してまいりました。義務者は高齢ですが、面談ができ、よろしくお願いしますと申しておりました。権利者、義務者は親子の間柄であります。

権利者のお話によると、申請農地の耕作は既に権利者夫婦と息子にて従事しており、義務者も高齢になったことから、家族で話し合い、今回、農地全面積を贈与という形で本申請に至ったようです。農機具もそろっております。

特に問題ないと思いますが、慎重審議よろしくお願ひします。

○議長 ご苦労さまでした。ありがとうございました。

続きまして、整理番号2の案件について、鵜澤英夫委員、よろしくお願ひいたします。

○鵜澤委員 それでは、調査報告申し上げます。

議案第1号、整理番号2について調査報告いたします。

申請理由は、事務局の説明のとおりでございます。

調査に当たりましては、榎澤委員さんと私で権利者にお会いして調査してまいりました。義務者から耕作を依頼されてから20年近く耕作しております、この田を買っていただきたいという申出がありましたので、今回、売買契約により申請したとのことでした。

その足で義務者宅にお伺いいたしましたが、留守でしたので、後電話で確認しましたところ、間違いございませんとのことでした。

なお、権利者は、機械の確保状況、労働力の確保状況、農作業従事要件など満たしておりますので、問題ないと思いますが、慎重審議よろしくお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から2について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結して、議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1から2について順次採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は原案のとおり決定されました。

続きまして、整理番号3から5の案件について審議に入ります。

整理番号3から5の案件につきましては、今関喜明委員が議事参与の制限に該当しますので、ここで退室をお願いいたします。

(今関喜明委員 退室)

○議長 それでは、事務局から整理番号3から5の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号 3 から 5 でございます。

各権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号 3。申請地は富田字砂郷の現況地目、田が 2 筆、合計面積634平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、図面の②に 1 - 3 と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4 判縦の18ページから21ページとなります。

次に、整地番号 4。申請地は、富田字砂郷の地目、田が 1 筆、面積366平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、図面の②に 1 - 4 と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4 判縦の22ページから25ページとなります。

続きまして、議案書の 3 ページをご覧ください。

整理番号 5。申請地は、富田字砂郷、字川端の現況地目、田が 9 筆、合計面積5,980平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、図面の②に 1 - 5 と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4 判縦の26ページから31ページとなります。

以上、整理番号 3 から 5 につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況、経営面積などから農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号 3 から 5 の案件について、権利者が同一人であることから、一括して鵜澤英夫委員、よろしくお願いいいたします。

○鵜澤委員 議案第 1 号、整理番号 3 番、4 番、5 番について、権利者が同一人であります

で、一括して調査報告いたします。

申請理由については、事務局の説明のとおりです。

調査に当たりましては、榎澤委員さんと私で権利者にお会いし調査いたしました。権利者のお話によりますと、3人の義務者の方々から、現在耕作している田畠を買っていただきたいと申出がありました。これらの田畠は数十年前から耕作しておりましたので、今回の売買契約により申請をしたとのことでした。

整理番号3の方は地区外の方ですので、電話で確認しましたところ、間違いございませんとのことでした。また、地区外ということもあります、後継者もいなく、今後も耕作できないこともあります、この辺で整理したいとの気持ちもあり、今回、売買での申請をしたとのことです。

また、整理番号4番と5番の方は地区内ですので、それぞれ義務者にお会いし、確認してまいりました。間違いございませんとのことでした。

また、権利者は認定農業者でもありますので、問題はないと思いますが、慎重審議よろしくお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号3から5について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第1号の整理番号3から5について順次採決いたします。

議案第1号、整理番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号、整理番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号、整理番号5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号5は原案のとおり決定されました。

ここで、今関喜明委員を入室させてください。

(今関喜明委員 入室)

◎議案第2号（整理番号1～3）

○議長 次に、日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第2号、整理番号1から3の件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の4ページから5ページをご覧ください。

議案第2号でございます。

各権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

まず、議案書の4ページをご覧ください。

整理番号1。申請地は、小西字楠の地目、田が1筆、地目、畠が1筆、合計面積1,189平方メートルを買い受け、太陽光発電施設用地にしようとするものでございます。

案件の位置につきましては、図面の③に2-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の32ページから39ページになります。

施設の概要は、太陽光パネル274枚、パソコン9台を設置しようとするものです。

事業を行う理由につきましては、近隣の農地に影響が少ない土地であり、太陽光発電施設を設置するのに適しているために計画したとのことです。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の農地で、第2種農地に該当すると思われます。

次に、一般的基準でございます。

最初に、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、伐採を行い、埋立ては行わず、整地後にソーラーパネルを設置する計画となっております。

排水につきましては、雨水を敷地内貯留で区域外に流出しないように配慮する計画となっております。

また、設置する工作物の高さは0.6メートルから1.2メートル程度で、周囲にフェンス及び耐候性土のうによる堤体を設置する計画となっております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等、営農条件に関する影響はないものと考えられます。

他法令の関係は、大網白里市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインが該当し、担当課へ事前協議申出書が提出済みであり、その写しが添付されております。

続きまして、議案書の5ページをご覧ください。

整理番号2。申請地は、南横川字権現の地目、畠が1筆、面積3,094平方メートルのうち1,314.8平方メートルを借り受け、駐車場及び通路用地にしようとするものでございます。

案件の位置につきましては、図面の②に2-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の40ページから46ページになります。

施設の概要は、駐車場23台分及び通路を設置しようとするものです。

事業を行う理由につきましては、申請地で観光農園を営んでおり、雨が降ると車両のタイヤが潜ってしまうため、碎石による通路及び来園者用の駐車場を確保するために計画したとのことです。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。

申請地の農地区分は、農振農用地区域内の農地であります。令和2年11月13日付で告示第153号をもって大網白里農業振興地域整備計画を変更し、農地から農業用施設用地に用途変更しておりますことから、例外的に許可できると見込まれます。

次に、一般的基準でございます。

申請目的実現の確実性について、資金計画書に残高証明書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、埋立て等は行わず、整地のみを行い、碎石を施工する箇所には仕切り板を設置して、碎石の流出を最小限にする計画とな

っております。

排水につきましては、雨水のみとなり、敷地内で浸透させる計画となっております。これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等、営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、整理番号3。申請地は、細草字原ノ前の地目、畠が1筆、面積495平方メートルを買い受け、専用住宅用地にしようとするものでございます。

案件の位置につきましては、図面の④に2-3と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の47ページから56ページになります。

建築物の概要は、専用住宅が1棟で木造2階建て、建築面積は81.45平方メートル、車庫が1棟で建築面積は29.26平方メートルでございます。

事業を行う理由につきましては、両親と同居している市内の現住居は手狭となつたために計画したことです。

次に、転用の許可基準となります立地基準でございます。

申請地の農地区分は、農振農用地区域外の農地で、第2種農地に該当すると思われます。

次に、一般的基準でございます。

最初に、申請目的実現の確実性についてでございますが、資金計画につきましては、資金計画書及び融資の事前相談結果の写しが添付されており、全額を融資資金で賄う計画となつております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、埋立て等は行わず、整地のみを行い、西側と南側の周囲に1段のコンクリートブロック土留めを設置し、土砂等の流出を防ぐ計画となっております。

排水につきましては、汚水及び雑排水は合併浄化槽を設置し、宅地内蒸発散装置により処理、雨水は浸透枠設置により宅内処理する計画となっております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等、営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、都市計画法の開発行為許可申請等必要な関連手続の申請書類の写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について志賀典夫委員、よろしくお願ひいたします。

○志賀委員 議案第2号 農地法第5条の許可申請の整理番号1について調査報告をいたします。

内容としては、事務局説明のとおりです。

3月5日に積田委員と現地を確認しました。現地は荒れていましたが、重機が来てきれいにしている最中でした。そして、義務者が遠くなので電話で確認したところ、四十数年前に義務者の親が購入したもので、35年前に親が亡くなり、姉や兄上などと4等分して相続したそうです。遠くなので管理ができず荒れてしまったということを言っていました。そこで、権利者に話したところ話がまとまり、今回に申請に至ったそうです。

また、権利者に電話で確認したところ、義務者からの依頼で購入して、太陽光発電を造ることで返事をいただきました。

また、少し離れた隣の家の人人が来たので、聞いたところ、地区にも太陽光の施設を造ることに関しての話があったそうです。

問題はないと思いますが、皆さんのお意見をお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号2の案件について今関喜明委員、よろしくお願ひいたします。

○今関委員 それでは、整理番号2についてご説明申し上げます。

概要につきましては、事務局のとおりでございます。

6日の午後、土曜日ですね、榎澤委員とまず最初に義務者宅へ伺い、お話を聞いてまいりました。そのとおりです、よろしくお願いしますと言われてまいりました。

次に、権利者に会うために申請地のほうへ参りました。申請理由に入っておりましたが、現地を見たところ、やっぱり水たまりがあつて非常に困ったというお話をいただきました。この権利者は、一生懸命、今、観光農園等々やっております。若くて将来有望でございます。この後も規模拡大をして頑張りたいという旨のお話がありました。

何ら問題はないと思いますが、皆様の慎重審議をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号3の案件について内山充弘委員、よろしくお願ひいたします。

○内山委員 それでは、議案第2号、整理番号3について調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

場所については、詳細資料47ページ、48ページをご覧いただきたいと思います。

義務者には、県外にお住まいなので、3月4日に電話にて調査いたしました。申請地は、昭和51年4月1日に住宅用地として義務者の父親が取得した土地で、耕作地としては利用されていなかったそうです。また、義務者は以前から申請地を譲りたいと考えており、市内の知人に相談されていたそうです。申請内容については、間違いないということでした。

権利者には、3月3日、申請地にて板倉委員さんと私で調査を行いました。話を聞きますと、両親と同居している現住居は手狭になり、自営業をされており、材料、道具などほかの土地を借りて保管されている状態で、住居、物置、駐車スペースの確保できる広い土地が必要と考えて探していたところ、今回の申請地を義務者、権利者の共通の知人により話があり、今回の申請に至ったとのことです。申請地は、雑草をきれいに刈ってありました。

気になったことは、申請地に隣接する南側、西側の畠が荒れていたので、権利者に伺ったところ、両方の所有者に権利者が連絡を入れ、遠方で管理ができない面を権利者が雑草管理をしても大丈夫だと許可を得られていると回答いただきました。今後、作業に入るそうです。

代理人にも3月6日に電話にて申請内容の確認を行い、間違いないということでした。

問題ないと思われますが、慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から3について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第2号 農地法第5条の規定

による許可申請について、整理番号1から3の案件について順次採決いたします。

議案第2号、整理番号1の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり決定されました。

次に、議案第2号、整理番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号2の案件は原案のとおり決定されました。

次に、議案第2号、整理番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号3の案件は原案のとおり決定されました。

よって、議案第2号、整理番号1から3につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

◎議案第3号

○議長 次に、日程第5、議案第3号 大網白里市農作業標準賃金・機械作業料金の改定についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第3号について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の6ページをご覧ください。

議案第3号でございます。

本案は、千葉県農業会議が設定した令和3年度地域別農作業標準賃金並びに機械による標準の作業料金を基にして、令和3年4月1日から適用する、農作業を受委託する際の目安となる賃金や機械作業料金の標準額を定めようとするものでございます。

内容につきましては、小田切主任書記から説明いたします。

○事務局 では、私のほうから説明させていただきます。

それでは、議案書6ページになります。

議案第3号 大網白里市農作業標準賃金・機械作業料金の改定についてをご説明いたします。

千葉県農業会議が設定した令和3年度分の標準賃金を参考にして、令和3年4月1日から適用する、農作業を受委託する際の賃金や機械作業料金の標準額を定めようとするものでございます。

お手元の議案書の令和3年度の太線で囲んである部分をご覧ください。

各種目別に、決定額欄を読み上げさせていただきます。

なお、決定額それぞれの単位につきましては、備考欄に記載しておりますので、そちらで確認をお願いいたします。

それでは、1番目より読み上げさせていただきます。

1番目の水田作業が8,800円。昨年度と同額になります。

2番目の畑作業が8,100円。昨年度と同額となります。

3番目の水田耕起が6,200円。昨年度が6,100円で、値上がりとなっております。

4番目の水田代掻が6,500円。昨年度が6,400円で、値上がりとなっております。

5番目の畔塗りが37円。昨年度と同額となっております。

6番目の植付けが7,900円。昨年度が7,400円で、値上がりとなっております。

7番目の育苗が790円。昨年度と同額となっております。

8番目の乾燥調製が2,900円。昨年度が2,800円で、値上がりとなっております。

9番目の刈取脱穀（コンバイン）が1万7,600円。昨年度が1万7,400円で、値上がりとなつております。

10番目の刈取から袋詰めまでが4万5,800円、昨年度が4万4,600円で、値上がりとなつております。

なお、増額理由につきましては、機械本体代の上昇、燃料価格の値上がり及び単位収量の増加によるものでございます。

以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありました、これより質疑に入ります。

希望者はありますか。

今関委員、お願ひします。

○今関委員 9番、コンバインで刈取りしますよね。オペレータ付きで10アール当たりとするということで、刈った後に運ばないといけないでしょ。これ運賃とか入っていますか。

○議長 事務局、よろしいですか。運搬は入っているかどうか、説明をお願いします。

○事務局 では、私のほうから説明させていただきます。

9番の刈取脱穀のところで、以前、乾燥場まで糀運搬費というのを少しこちらに、9番に含めて、この標準賃金に載せていました年もあるんですが、今回は除いてあります。それは10番目の刈取から袋詰めまでのところで、積算の中に、そちらに含めさせていただいてあるので、ここは、その運搬という費用は、9番は除いてある形になっております。

以上です。

○議長 よろしいですか。

刈ったまま、そのままでいいのかどうかということなんですね。もう一度説明お願ひします。

○事務局 積算の内訳として、この1万7,600円の中に、乾燥場までの粒運搬費用というは含まれない形での標準の価格として、千葉県の提示された資料を基に積算された金額を提示させていただいている。含めない形として見て、標準賃金として見ていただければと思います。

(「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり)

○議長 今関委員、お願ひします。

○今関委員 私が言っているのは、別に細かいことを言っているわけじゃないんだけれども、9番で、コンバインを持っていて、一反歩刈ったら1万7,600円もらえるんでしょう。

○事務局 はい。

○今関委員 それを、相手が運んでくれればいいけれども、乾燥機がないから、結局はうちの乾燥機を使うことになるけれども、それはまた10番目とはまた別途ってなることですか。

以上です。

○議長 事務局、お願ひします。

○事務局 確かにここの記載は、運搬の費用は含まれていないんですが、乾燥場までのものみ運搬は含まず、乾燥場までの粒運搬費は、コンテナを使用する場合、10アール当たり911円というのは、備考として県のほうには記載されているんですが、そこはここには含まず提示させていただいているという形になります。

○議長 今関委員、お願ひします。

○今関委員 刈るだけでいいのかという問題があるのではないのか。

(発言する者あり)

○今関委員 これが基準になるので、決めておいた方が良いのではないのか。

○事務局 運搬を積算するときは、粒運搬コンテナを使用する場合、10アール当たり911円というものが県のほうの資料には載っていますので、そちらを積算するときは、そちら参考の価格としては提示はできるんですが、運搬費用は、今回その1万7,600円には含まないという形で提示してありますので、ご了承いただければと思います。

以上です。

○今関委員 脇に911円、コンテナ運搬費って書いておいた方が良いのではないか。

○議長 よろしいですか。刈取りやって、そのほかにコンテナの運搬費を911円、10アール当たりを入れたらどうですかということですね。

○今関委員 そのとおりです。

○議長 はい、事務局お願いします。

○事務局 では、今、9番の刈取りから脱穀までの備考欄に、「オペレータ付きで10a当たりとする」と書いてあるんですが、そちらに注意事項を追記しまして、乾燥場までのもみ運搬は含まずということを明記するのと、あと、乾燥場までの糀運搬費は、糀運搬コンテナを使用する場合、10アール当たり911円であるということで、含まないという表示と運搬費の単価というのをそちらに備考に載せる形で、議案を修正という形でよろしいでしょうか。

○議長 9番のコンバインについては、そのままということで、乾燥場まで運ぶ場合の10アール当たりの運搬費については、911円を別記するといふこといかがでしょうかということですが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 注釈について加えるということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 そのほかございませんか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第3号 大網白里市農作業標準賃金・機械作業料金の改定についてを採決いたします。

議案第3号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 はい。

○事務局 ここで事務局から報告がございます。

日程第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成についての整理番号1の案件について、令和3年3月4日付で取下げ願いが提出されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

◎議案第4号（利用権設定）

○議長 それでは、日程第6、議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。

なお、本日審議いただく整理番号19から22の案件は、農地中間管理事業により利用権設定をするものであります。また、整理番号23の案件は、板倉小百合委員が大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当いたしますので、当該案件を審議する際は退室していただることになります。さらに、整理番号24の案件につきましては、私が大網白里市農業委員会総会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、鵜澤英夫会長職務代理に総会の進行をお願いいたします。

つきましては、整理番号2から22の案件を先行して審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がないということでございますので、それでは、事務局から議案第4号、整理番号2から22について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをご覧ください。

議案第4号でございます。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。

次の議案書8ページに利用権設定総括表がありますので、読み上げ、説明いたします。

利用権の設定を受ける者14人、利用権の設定をする者23人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が66筆で合計面積8万6,163平方メートル、畑が11筆で合計面積1万142平方メートル、田、畑を合わせた合計面積は9万6,305平方メートルでございます。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約の種別は、新規契約が12件、更新契約が11件でございます。所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別、備考の順に説明いたします。また、各借受人、貸付人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりとなります。

初めに、整理番号2。神房地内の田が1筆、面積4,236平方メートル、10年、物納、10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号3。永田地内の地目、田が1筆、面積1,051平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新であります。

次に、整理番号4。砂田地内の地目、畑が3筆、合計面積1,569平方メートル、10年、金納、全面積で1万4,000円、新規であります。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。

整理番号5。砂田地内の地目、畑が2筆、合計面積1,655平方メートル、10年、金納、全面積で1万9,000円、新規であります。

次に、整理番号6。砂田地内の地目、畑が2筆、合計面積2,127平方メートル、10年、金納、全面積で2万4,000円、新規であります。

次に、整理番号7。桂山地内の地目、田が2筆、合計面積1,850平方メートル、6年、物納、10アール当たり米90キログラム、新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号8。桂山地内の地目、田が4筆、合計面積4,808平方メートル、6年、物納、全面積で米420キログラム、新規で、借受人は認定農業者であります。

続きまして、議案書の12ページをご覧ください。

整理番号9。桂山地内の地目、田が5筆、合計面積5,327平方メートル、6年、物納、全面積で米450キログラム、新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号10。桂山地内の地目、田が1筆、面積3,044平方メートル、6年、物納、10アール当たり米90キログラム、新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号11。桂山及び長国地内の地目、田が2筆、合計面積5,937平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号12。細草地内の地目、田が1筆、面積956平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

整理番号13。九十根地内の地目、田が8筆、合計面積5,446平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号14。細草地内の地目、田が2筆、合計面積528平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号15。細草地内の地目、田が7筆、合計面積3,840平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号16。細草地内の地目、畑が1筆、面積2,968平方メートル、6年、金納、10アール当たり1万円、更新で、借受人は認定農業者であります。

続きまして、議案書の14ページをご覧ください。

整理番号17。四天木地内の地目、田が3筆、合計面積4,516平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ90キログラム、更新であります。

次に、整理番号18。四天木地内の地目、田が4筆、合計面積9,703平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次の整理番号19から22につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2より、農用地利用集積計画において当該農地を中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等を同時に賃借権の設定等をする場合には、農用地利用配分計画によらず、当該賃借権の設定等をするとができるとされており、同条第3項第4号に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会より千葉県知事に協議を諮り、同意が得られていることを申し添えます。

整理番号19。九十根地内の地目、田が9筆、合計面積1万3,896平方メートル、10年、物納、10アール当たり米90キログラム、新規であります。

続きまして、議案書の15ページをご覧ください。

整理番号20。下ヶ傍示地内の地目、田が6筆、合計面積8,438平方メートル、10年、物納、10アール当たり米60キログラム、新規であります。

次に、整理番号21。九十根地内の地目、田が8筆、合計面積8,050平方メートル、10年、物納、10アール当たり米90キログラム、新規であります。

続きまして、議案書の16ページをご覧ください。

整理番号22。南今泉地内の地目、畑が2筆、合計面積1,398平方メートル、10年、金納、10アール当たり1万円、新規で、借受人は認定新規就農者であります。

以上、整理番号2から22の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

なお、契約が更新の案件につきましては、調査報告は省略させていただきます。

また、整理番号19から22につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課の4者により、農地の貸し借りについて既に確認されているため、農業委員による調査は不要であるという申合せがされておりますので、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号4から6の案件について、一括して積田敏春委員、よろしくお願いいいたします。

○積田委員 それでは、議案第4号、整理番号4から6について、一括して調査報告いたします。

事由等は、事務局説明のとおりです。

整理番号4から6の借受人は、同一の農業生産法人です。3月3日に代表者から聴取しています。もともとは借受人のグループ会社が十数年前から本件の土地を貸借し、ブルーベリー等を栽培していましたが、本件借受人が農業法人として認可されたこともあり、農業法人で正式賃貸契約するために本件申請したとのことでした。

整理番号4の貸付人とは、3月5日に現地で面談聴取し、確認しました。

整理番号5と6の貸付人は遠方でもあり、電話にて確認を行いましたが、申請内容に間違いはないとのことでした。

現地は、ブルーベリーが主に栽培され、きれいに剪定されていました。ブルーベリー畠として利用され、昨年はニンニクが作られ、今年は秋そばを作るとかという話もありました。

最後に、余談ですけれども、本件の借受人から別件でのり面の利用依頼があり、ブルーベリーでも植えようかと考えているが、当社がこのような事業を今後も展開していく上で注意すべき点はとの質問がありましたので、管理が行き届いていないという話は聞いている。雑草等の処理をもう少し丁寧にすべきではと回答しておきました。多少なりとも、今後、管理面の改善が期待できればと思います。

以上、問題なき案件とは思いますが、慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号7から11の案件について、一括して中村和敏委員、よろしくお願いたします。

○中村委員 それでは、整理番号7、8、9、10について、6日に貸付人に確認をいたしました。すると、前回、借受人が別の方で、以前から長い間お願いしていたとのことで、それで、高齢により耕作がもう困難な状態であるということで、3年前に地主の方に返したということです。

それから、現在、この申請に当たりまして、借受人が3年前より耕作をしています。それで、今回、この申請に至ったことです。

田んぼですが、きれいに耕され、農機具、施設等も整っており、何ら問題はないと思います。

それと、整理番号11については、6日に貸付人に確認したところ、これもやはり高齢並びに遠方のため、今回、借受人にお願いしたことでした。

借受人には7日に確認しました。今回、貸付人の田んぼと隣接しているため、今回の申請に至ったとのことです。借受人は、農機具等、施設も充実しており、何ら問題はないと思いますが、皆様の慎重審議よろしくお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号2から22について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ質疑を終結いたします。

続きまして、整理番号23の案件について審議に入りますが、板倉小百合委員は議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退室をお願いいたします。

(板倉小百合委員 退室)

○議長 それでは、事務局から整理番号23について説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の16ページをご覧ください。

それでは、所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別、備考の順に説明いたします。また、借受人、貸付人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号23。下ヶ傍示地内の田が2筆、合計面積4,537平方メートル、6年、物納、10ア

ール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

以上、整理番号23の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、契約は更新の案件のため、担当委員の調査報告は省略させていただきます。

それでは、これより整理番号23の案件につきまして質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結いたします。

続きまして、整理番号24の案件について審議に入りますが、私が大網白里市農業委員会総会会議規則第10条の規定によりまして議事参与の制限に該当しますので、本案件が終了するまで退室いたします。

それでは、この後、鵜澤会長職務代理、よろしくお願ひいたします。

(布施和彦会長 退室)

○鵜澤会長職務代理人 それでは、議長のほうを務めさせていただきます。しばらくの間、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

早速議案の審議に入ります。

事務局から整理番号24の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の16ページをご覧ください。

それでは、所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別、備考の順に説明いたします。また、借受人、貸付人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号24。駒込地内の地目、畠が1筆、面積425平方メートル、6年、無償、更新で、借受人は認定農業者であります。

以上、整理番号24の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○鵜澤会長職務代理者 ただいま事務局から議案説明がありましたが、契約が更新の案件のため、担当委員の調査報告は省略させていただきます。

それでは、これより整理番号24の案件につきまして質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鵜澤会長職務代理者 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第4号、整理番号2から24の案件について一括採決いたします。

議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号2から24の案件について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○鵜澤会長職務代理者 総員賛成により、議案第4号、整理番号2から24は原案のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、布施会長及び板倉小百合委員に入室していただくようお願いいたします。

(布施和彦会長、板倉小百合委員 入室)

○鵜澤会長職務代理者 この後、布施会長に総会の進行をしていただきますので、ここで議長を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

◎報告第1号～報告第4号

○議長 次に、日程第7、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第8、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、日程第9、報告第3号 軽微な農地改良の届出について、日程第10、報告第4号 農地の転用事実に関する照会についてを一括して報告いたします。

なお、報告事項に係る質疑、発言につきましては、報告事項が終了した後に一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の17ページをご覧ください。

報告第1号ですが、議案書のとおり2件の届出がありました。

届出の内容につきましては、相続により所有権を取得したことから届出があつたものでございます。

各農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調っておりましたので、受理しております。

次に、議案書の18ページをご覧ください。

報告第2号ですが、議案書のとおり1件の届出がありました。

内容につきましては、市街化区域内にある地目が農地である届出地を権利設定または移転に伴い転用しようとするものでございます。

整理番号1は、所有権移転に伴い、住宅用地にしようとするものでございます。

農地の所在、権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調っておりましたので、受理しております。

次に、議案書の19ページをご覧ください。

報告第3号ですが、議案書のとおり1件の届出がありました。

内容につきましては、市街化調整区域内にある水田に盛土を行うものでございます。

農地の所在地、土地所有者等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調っておりましたので、届出書は受理しております。

次に、議案書の20ページから21ページをご覧ください。

報告第4号ですが、議案書のとおり4件の照会がございました。法務局より照会がありましたので、照会地を農業委員、推進委員と現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、現地調査の結果、雑種地として使用されており、平成18年から雑種地課税となっていました。遅くとも平成12年1月17日には雑種地の状態となっており、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号2。現地調査の結果、樹木や竹が生い茂っている山林の様相を呈しており、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号3。現地調査の結果、生け垣で囲われて宅地と一緒に使用されており、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号4。現地調査の結果、駐車場として使用されていました。平成5年8月24日付及び平成8年8月22日付で農地法第4条届出の受理通知がされており、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から、報告第1号から第4号まで説明が終了しましたので、質疑のあ

る方は挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 特に発言がないようですので、日程第7から日程第10までの報告事項を終わります。

次に、その他、この際ですから、ほかにご意見、ご連絡がありましたら、各委員または事務局からお願いをいたします。

積田委員、お願いします。

○積田委員 私のほうから2点ほど要望があります。

まず、農地利用集積計画の採決方法の見直しと、農業委員会宛ての申請書類の電話番号の記載についての要望です。

まず、農地利用集積計画の採決の方法についてですが、今日の資料の中では、既に取下げとして表示されているんですけども、私が担当する案件が1件取下げになっています。私見では否決案件でした。

事務局と対応について協議したところ、事務局からは、利用集積は一括採決が決まりであり、1案件が否決となれば全案件が同時に否決となる。簡単に言えば、総会の場で1案件が否決となれば、手続上、一括採決のルールから、全部利用集積案件は否決となり、関係のない案件も再度申請手續が必要となるということでした。また、これについては、役員会等で決めてもらえば、一括採決の見直しはできるとのことでした。

本件の場合は、たまたま事前に事務局と対応を協議して、当事者からも取下げの申出があり、総会の採決への影響は回避できましたが、今後も同様の事案の発生が見込まれることから、採決方法の見直しを要望します。

利用集積の採決が一括の根拠は分かりませんが、利用集積案件は件数も多く、事務効率も考えて一括採決していると推察されます。一括採決では、個別採決では否決となる案件が賛成となる可能性もあります。また、事務局の説明のとおり、1案件の否決で全案件が否決となるような不合理の発生もあります。また、当事者に取下げを依頼する等の事務の発生も必要になるかと思います。一括採決のルールが調査委員の意見に影響を与えることも考えられます。調査委員が懸念を持つ案件に関しては、総会に付議したほうが透明性は確保できると思います。

以上のことから、利用集積計画においては、一括採決を原則としつつも、調査委員の反対するような案件に対しては個別採決も可とするよう改定を要望するものです。

それで、具体的には、議題に供しております案件について採決しますと。通常はここが採決じやなくて一括採決という形になっているんですけども、調査委員から反対意見のある整理番号幾つについては個別採決とし、その他については一括採決、こんな表現でも対応できるんじゃないかと思います。

それと、あと、電話番号の記載についてですけれども、これは事務局での申請書類の受付の段階で、担当の農業委員が申請内容の確認をする旨を申請者に伝えていただいて、極力携帯電話所有者には、携帯電話の番号の記載をお願いしてもらいたいと。今日のリストを見ても、結構携帯のほうの登録も出ているんですけども、まだまだ固定電話の記載が多いと思います。固定電話は電話しても出でもらえないケースが非常に多いです。

それで、例えば今回の人々の例では、自宅に最初に訪問しても不在で、その後は電話を朝、昼、晩とかけて、ファクスが切り替わるということが分かりまして、さらにはファクスを入れても返答もなかったと。それで、再度、3日目にもう一回訪問して、ようやく奥さんに会うことができて、奥さんからご主人の携帯番号を聞いて、ようやく話が進んだと。最初から携帯番号を書いてくれれば、ちゃんと分かるんですけども、それで奥さんに聞いたところ、実際にもう老齢なんで、知らない電話番号では出ないと。それで、ファクスもはつきり見て見たことがない、要するに受信の方法もよく分かっていないと。

ちなみに、私の家でも常時留守番電話です。それで、ファクスの機能が、あれ切り替わりますけれども、ファクスは用紙が入っていません。ほかの人は多分、誰も印字はできないと思います。これが実際なんで、できるだけ固定電話じやなくて携帯電話の登録依頼を、申請依頼をしていただければと思います。

以上2点、よろしくお願ひします。

○議長 今の内容につきまして整理しますと、利用集積の一括採決について見直してほしいと。これについては、役員会等で検討してほしいということが1点。

それから、調査に当たって、固定電話だとなかなかつながりづらいことがあります。これについては、皆さんも経験あるかと思いますけれども、できるなら携帯電話というか、つながりやすい電話を掲示できるようにお願いできないものかという2点ですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 ほかに皆さん、ありますでしょうか。

(発言する者なし)

○議長 なければ、積田委員からの要望につきましては、役員会のほうでもんで、協議を進め

ていきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

それでは、事務局のほうから何かあるみたいですけれども、よろしいですか。

○事務局 今の積田委員さんからの質問の2点目につきましては、窓口でなるべく携帯電話のほうを書いていただくような形で対応したいと思います。

以上です。

○議長 分かりました。

それから、そのほかございませんか。

○事務局 引き続きまして、事務局から4点ほど連絡事項があります。

まず1点目は、左上をホチキスで留めてあります令和3年農地利用最適化推進委員、15地区、四天木の補充についてをご覧いただきたいと思います。

1点目としまして、農地利用最適化推進委員15地区、四天木の補充についてということで、こちら大網白里市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則というものがありまして、第9条第2項のほうに、推進委員に欠員が生じた場合は、第3条第2項に規定する地区ということで、今回、15地区の四天木地区の欠員について、当該地区において補充するものと規定しております。

次の2点目の募集手続に係る周知についてということで、規則の第5条の中で、募集を行う場合は次の各号に掲げる方法により周知に努めるものと規定されています。

そちらのほうは、まず1点目が掲示場への掲示ということで、これは告示になります。2点目が市広報紙への掲載、3点目が市ホームページへの掲載、4、前各号に掲げるもののほか必要と認める方法とされておりまして、農家組合回覧を予定しております。

次の3番目の推薦及び募集期間についてですけれども、規則第6条の中で、推薦及び募集期間は、農業委員会長が別に定める日から起算して28日間とすると規定されています。

4番目が推薦及び募集に係るスケジュールについてということになっておりまして、こちらのスケジュールで主なところ、募集の期間といたしましては、4月1日の木曜日に推薦と公募の受付を開始しまして、同じ4月28日水曜日に推薦と公募の受付を終了する予定であります。

それ以外のスケジュールにつきましては、記載のとおり進めていく予定となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、2点目は、令和3年度農業委員会役員会・総会予定表をご覧ください。

令和3年度の各月の総会開催日につきましては、表の右から2番目、総会と書かれた欄になります。次に、総会の会場につきましては、その右側になり、農村環境改善センター農地研修室または保健文化センター3階視聴覚室で行う予定であります。

なお、改めて各月の総会の前に開催日等をご案内いたします。

3点目は、令和3年度農地パトロール年間予定表をご覧ください。

令和3年度につきましても割当てさせていただきましたので、ご協力をお願いいたします。今年度と変更はなく、また実施日近くに改めてご連絡いたします。

4点目は、農地における利用の意向結果についてをご覧ください。

昨年11月末までの農地の利用意向調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。表のとおり、所有者からの回答結果を取りまとめましたので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

連絡事項等は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明が4項目ございました。

質疑等ある方は、挙手をお願いします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉会

○議長 ほかにないということですので、本日予定していた日程は全て終了いたしました。

慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、第23回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 4時30分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年3月9日

農業委員会長

布施 和彦

署名委員

内山 充弘

署名委員

中村 和敏